労働・傷病兵・社会問題省

ベトナム社会主義共和国 独立・自由・幸福

No: 20/2021/TT-BLDTBXH

ハノイ、2021年12月15日

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関するデータベースシステムを規定する通達

2020 年 11 月 13 日付契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第 69/2020/QH14 号に基づき

2017 年 2 月 17 日付労働・傷病兵・社会問題省の機能、任務、権限及び組織構造を規定する政府の 政令第 14/2017/ND-CP 号に基づき

2021 年 12 月 10 日付契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の細則及び施行措置 を規定する政府の政令第 112/2021/ND-CP 号に基づき

海外労働管理局長の要請を踏まえて

労働・傷病兵・社会問題省大臣は、契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者に関するデータベースシステムを規定する通達を制定する。

第1章

総則

第1条. 適用範囲

本通達は、契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者に関するデータベースシステム(以下「データベースシステム」という。)の管理、運用、活用;データベースシステムでの情報更新;契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者に関する情報、データの接続及び共有について規定する。

第2条. 適用対象

- 1. 契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者
- 2. 契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者を派遣するベトナム企業
- 3. 契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者を派遣する任務を分掌される事業単位
- 4. 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者の分野に関連する機関、組織、個人

第3条. 用語解釈

- 1. 「データベースシステムでの業務」とは、契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者に関するデータベースシステムにおいてオンラインで実施される操作をいう。
- 2. 「契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者に関する情報」(以下「労働者に関する情報」という。)とは、基本情報(氏名、生年月日、性別、個人特定コード、ID/パスポート番号、専門技術レベル、職業技能、現住所、電話番号)及び海外で働く職歴に関する情報(出入国情報、受入機関、勤務先住所、業種、給与、契約期間、海外での勤務状況)をいう。
- 3. 「契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者のコード(以下「労働コード」という)」とは、 当該労働者の個人特定コード又は ID 番号をいう。

第4条. データベースシステムの構築と機能

- 1. データベースシステムは、労働・傷病兵・社会問題省が Local Government Service Platform (LGSP) を介して管理・運用・共有される契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者に関するデータ及び情報を集積するものである。
- 2. データベースシステムは以下の機能を有する。
 - a)契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者に関する情報を更新、蓄積、活用、共有する。
 - b) 契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者を派遣する活動に関する各種業務をオンラインで行う。
 - c) 契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者を労働コードで管理する。
 - d) 政府機関がベトナム人労働者に関する計画を評価、方針策定、開発するために、データを統合、分析、合成する。

第5条. データベースシステムの運用、管理、活用、共有及び業務実施に関する原則

- 1. データベースシステムの運用管理は、電子取引、電子ストレージ、セキュリティ、安全性、データ保護、情報の機密性に関する法律の規定及びその他の関連規定に準拠すること;データベースシステム上で交換される情報やデータは暗号化・デジタル署名され、整合性と信頼性が保証されること。
- 2. データの活用は、情報アクセス法の規定及び現行法律の規定に従って実施すること。
- 3. データベースシステム上の情報やデータの共有は、労働者、企業、事業単位のために実施し、また、データの作成、管理、使用に関する法律の規定を遵守するものとする。また、関連する企業、組織、個人の権利及び責任に影響を与えないようにするものとし、個人の自由な生活、個人の秘密、家族の秘密、ビジネスの秘密に関する権利を侵害してはならない。ただし、別の法律の規定がある場合を除く。

第6条. データベースシステム上のアカウントの発行と登録

- 1. データベースシステムヘアクセスするアカウントを発行できる機関や単位は以下を含む。
 - a) 労働・傷病兵・社会問題省の海外労働管理局
 - b) 省人民委員会に所属する労働の専門機関
 - c) 外国におけるベトナム代表機関

- 2. 海外に出資する企業、事業単位、組織、個人及び出国後に労働契約を締結したベトナム国民は、http://molisa.gov.vnのアドレスにてデータベースシステムにアカウントを登録する。
- 3. 2017 年 12 月 29 日付の契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者に関するデータベースの管理、運用、活用を規定する通達第 35/2017/TT-BLDTBXH 号(以下「通達第 35/2017/TT-BLDTBXH 号」という。)の規定に基づき発行されたアカウントは、本通達の規定に従って継続的に使用、管理されるものとする。

第2章

データベースシステムの使用と活用

第7条、契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許の発給

- 1. 契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者に関する法律第 12 条に基づいて事業免許を申請する企業は、以下のとおり操作する。
 - a) アカウントにログインし、「免許申請」にアクセスし、海外で働くベトナム人労働者を派遣 するサービス事業免許発給の申請フォームに記載する。
 - b) 所定の書類をデータベースシステムにアップロードする。
 - c) デジタル署名をし、オンラインで書類を発送する。
- 2. 労働・傷病兵・社会問題省は、データベースシステム上で十分な書類を受理した日から 20 日以内に申請した企業に事業免許を発給し、当該免許の原本は、ワンストップサービスの窓口にて直接返却又は郵送で発送する。免許を発給しない場合は、書面にて回答しその理由を明確にする。申請書類の処理状況はデータベースシステム上で表示される。

第8条.契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許上の情報の修正

- 1. 法律第 69/2020/QH14 号の第 13 条に従って事業免許上の情報の修正を申請する企業は、以下のとおり操作する。
 - a) アカウントにログインし、「事業免許上の情報の修正」にアクセスし、事業免許上の修正の情報を記入する。
 - b) すでに発給された事業免許の記載内容の変更情報に関する書類をデータベースシステムにアップロードする。
 - c) デジタル署名をし、オンラインで書類を発送する。
- 2. 労働・傷病兵・社会問題省は、データベースシステム上で合法的な書類を受理した日から5営業日以内に申請した企業の事業免許上の情報を修正する。当該免許の原本は、ワンストップサービスの窓口にて直接返却又は郵送で発送する。申請書類の処理状況はデータベースシステム上で表示される。

第9条. その他の業務

- 1. 海外に出資する企業、事業単位、組織、個人及び労働者は、労働力の準備の登録、労働者供給契約の登録、出国予定の労働者リストの確認申請、実習労働者受入契約の登録、出国後直接締結する労働契約の登録、海外で工事・プロジェクトを落札・請負をしたベトナム企業のベトナム人労働者の派遣計画の報告、海外に出資する組織、個人のベトナム人労働者の派遣計画の報告及びその他の業務は、以下のとおり操作する。
 - a) アカウントにログインし、実施しようとする業務にアクセスし、データベースシステムの案内に従い情報を記入する。
 - b) 所定の書類をデータベースシステムにアップロードする。
 - c) デジタル署名をし、オンラインで書類を発送する。
- 2. 労働・傷病兵・社会問題省は、データベースシステム上で合法的な書類を受理した日から5営業日以内に書面にて承認について回答する。承認しない場合は、その理由を明確にする。申請書類の処理状況はデータベースシステム上で表示される。

第10条.企業の支店に関する情報の更新

契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者を派遣するサービスを提供するベトナム企業(以下「サービス企業」という。)は、支店に対し契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者の派遣サービスの任務を委任した日、当該任務の委任を解除した日、又は支店の事業を停止した日から 5 営業日以内にアカウントにログインし、「企業支店」にアクセスし、支店に関する情報の更新を行う。

第11条. 労働コードによる労働者に関する情報の更新

海外に出資するベトナムの企業、事業単位、労働の専門機関、組織、個人及びベトナム国民は、 アカウントにログインし、「労働者情報」にアクセスし、以下のとおり情報を更新する。

- 1. サービス企業や事業単位は、海外での労働期間中に情報の変更や追加がある場合、労働者が出国した日から5日以内及び毎月20日までに、労働契約が解除されるまでの間、労働者に関する情報の更新を行う。
- 2. 海外で工事・プロジェクトを落札・請負をしたベトナム企業や海外に出資するベトナムの組織・個人、外国における訓練・職業技能水準の向上のためにベトナム人労働者を派遣する企業は、当該労働者が出国した日から5営業日以内に、その労働者に関する情報の更新を行う。
- 3. 省人民委員会に所属する労働の専門機関は、法律第 69/2020/QH14 号の第 53 条の規定に基づいて確認された直接締結する労働契約により海外で働く労働者に関する情報の更新を行う。
- 4. 法律第 69/2020/QH14 号の第 54 条の規定に基づいてオンラインで労働契約の登録を行った出国後に労働契約を締結したベトナム国民は、契約解除までの海外で働く期間中に情報の変更及び追加がある時に更新を行う。

第3章

契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者に関するデータベースの接続と共有

第 12 条. 労働・傷病兵・社会問題省の海外労働管理局のポータルサイトへのデータベースの接続 と共有 情報やデータはデータベースシステムから海外労働管理局のポータルサイトに自動的に更新、共有される。以下の情報を含む。

- 1. 海外で働くベトナム人労働者を派遣するサービス事業免許上の情報、海外で働くベトナム人労働者を派遣する分野におけるサービス企業に対する行政違反処罰に関する情報
- 2. 労働力の準備、労働者供給契約の登録、実習労働者受入契約の登録に関する情報;海外で工事・プロジェクトを落札・請負をしたベトナム企業のベトナム人労働者の派遣及び外国に投資を行う組織、個人の海外で働くベトナム人労働者の派遣に関する情報
- 3. その他契約に基づいて海外で働くベトナム人労働者の派遣活動に関する情報

第13条. 他の情報システムへのデータベースの接続と共有

- 1. データベースシステムの情報やデータは、使用者と労働者が情報にアクセス、活用、使用し、適切な仕事を探すことができるように、職業訓練データベースと労働市場データベースに接続、共有される。
- 2. データベースシステムの情報やデータは、法律の規定に基づいて国家公共サービスポータル、労働・傷病兵・社会問題省の公共サービスポータル及びその他の情報システムやデータベースに接続、共有される。

第4章

実施調整

第14条.組織と個人の責任

- 1. 発行されたアカウントを管理し、情報の機密性を保証する。
- 2. データベースシステムに掲載、更新した情報やデータの信頼性と完全性について責任を負う。
- 3. 権限の範囲内で情報やデータの共有を行う。データベースシステムの破壊を目的としたプログラムやソフトウェアの作成、配布をしないこと。

第15条. 労働・傷病兵・社会問題省に所属する単位の責任

- 1. 労働・傷病兵・社会問題省の海外労働管理局は以下の責任を有する。
 - a) 契約に基づいて海外で働く労働者をコードで管理し、データベースシステムと統合する。
 - b) データベースシステムを効果的かつ安全に運用、管理、活用し、異常が発生した際に迅速に 報告し、その対応に協力する。
 - c) データベースシステムの使い方について研修会、トレーニングを開催する。
 - d) データベースシステムの運用管理の効率性を定期的にレビュー、評価し、必要に応じて解決 策を提案する。
 - dd) データベースシステムの更新やアップグレードのための予算の見積もりを立てる。
- 2. 労働・傷病兵・社会問題省の情報センターは以下の責任を有する。

- a) 労働・傷病兵・社会問題省の情報統合センターにおける情報技術のインフラや設備を管理し、 データベースシステムが円滑かつ安全に運用されるよう、セキュリティを確保する。
- b) データベースシステムを見直し、システムの継続的な運用を確保するための計画や対策案を 提案する。
- c) データ統合センターにおけるデータベースシステムの運用、維持のための予算の見積もりを立てる。

第16条. 省人民委員会に所属する労働の専門機関の責任

- 1. 本通達の第 11 条第 3 項に規定する契約に基づいて海外で働く労働者に関する情報の更新を行う。
- 2. 本通達の第14条の規定に従ってデータベースシステムを活用、使用する。

第5章

施行条項

第17条. 経過措置

通達第 35/2017/TT-BLDTBXH 号に規定するデータベースの情報及びデータは、本通達の規定に従って継続的に活用、使用されるものとする。

第18条. 施行条項

- 1. 本通達は2022年2月1日より施行される。
- 2. 2017 年 12 月 29 日付の通達第 35/2017/TT-BLÐTBXH 号は、本通達の施行とともに失効する。
- 3. 海外に出資する企業、事業単位、組織、個人及び出国後に労働契約を結んだベトナム国民は、以下のことを実施する。
 - a) 本通達の規定に従って、出国後に直接締結した労働契約書の登録、サービス企業の支店に関する情報の更新、労働者に関する情報の更新の業務をデータベースシステム上でオンラインで行う。
 - b) 出国後に直接締結した労働契約の申請業務を除き、免許申請、免許の変更申請及び本通達の 第9条に規定する業務を含む業務について、法律の規定に基づいて直接に管理当局の窓口にて 行うか郵便で管理当局に提出して行う。

実施する際に問題が生じた場合は、労働・傷病兵・社会問題省に報告し、迅速に指示を仰ぎ、その都度追加する。

宛先:

大臣代行 副大臣

- -共産党中央書記局
- -首相、各副首相
- -各省、省同格機関、政府所属機関

- -共産党中央事務局及び各局
- -国会事務局
- -書記長事務局
- -国家主席府
- -最高人民検察院
- -最高人民裁判所
- -国家会計検査院
- -各団体の中央機関
- 中央に直属する省・市の労働・傷病兵・社会 問題局
- 広報
- 法規範文書検査局(司法省)
- 政府ポータル
- 情報センター(掲載用)
- 労働・傷病兵・社会問題省に所属する関連単位
- 保管:文書、海外労働管理局(30部)

グエン・バ・ホアン